

第1章 基本目標・成果目標

1 基本目標

意見	基本目標3の最終行で不自然な行移動があります。
回答	修正いたします。
要望	基本目標1にある「共生社会」と、基本目標4にある「地域共生社会」の活動や、その違いが分からないので、具体的な事例などを欄外でもよいから明記していただきたい。
回答	<p>「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを指しています。</p> <p>「共生社会」とは、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく社会のことを指しています。</p> <p>どちらも目指すところは共通した概念になります。</p> <p>具体的事例について、本計画に掲載は行いませんが、厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」に掲載がありますので、ご確認ください。</p> <p>URL：https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/</p>

2 成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

意見	<p>2022年8月に実施された障害者権利条約の対日審査では、「障害者の施設入所を終わらせる」という強い要請がありました。この実現のためには、意思決定支援の徹底と地域生活支援を充足させなければならないと考えますが、国・県はどのように考え、柏崎市では、どのようにしていくのかという明記が必要であると考えます。施設入所者の地域生活への移行は、障がい者にとってどのような意義があるのか、どのような方が移行できるのか、具体的な説明が必要ではないでしょうか。</p> <p>施設入所者以外でグループホームを希望する人が、『施設入所者がグループホームに移行したために、入居ができなくなってしまった』と考え不満を持つかもしれません。入所者数を減らす分、グループホームの増設を明記しないと、障がい者や家族が、疑問と不安を持ってしまうと思います。</p>
----	--

<p>回 答</p>	<p>国の基本指針における基本理念には、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」が挙げられ、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対して、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保するよう定められています。</p> <p>地域生活への移行については、第一義的に本人及び家族の意向が重要であり、本計画では、施設入所希望者（入所待機者等）に対し、一律に入所者の削減のみを目標とした設定はしていません。地域での生活を希望する入所者を中心に、生活状況や障がい状態、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的に判断したうえで個別に対応してまいります。</p> <p>施設入所者の地域生活への移行先は、グループホームが大きな役割を担っていますが、地域移行先は必ずしもグループホームに限定されるものではないと考えております。グループホームの利用希望者についても、希望を聴き取り個別に対応してまいります。</p>
<p>質 問</p>	<p>第6期障害福祉計画の実績では、施設入所者数113人－移行者9人＝104人ですが、施設入所者は109人となっています。5人の新規施設入所者があったということでしょうか。</p> <p>第6期障害福祉計画の実績では、令和4年度までの移行者の実績が9人となっていますが、「市の考え方」では、13人となっています。誤りでしょうか。それとも、4人が特別養護老人ホームへ移行したということでしょうか。特別養護老人ホームへの移行は、地域生活への移行ではないと思います。誤解が生じるので記載方法を検討したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>施設入所支援の実績については、お見込みのとおりです。</p> <p>市の考え方に記載のある13人のうち、死亡退所された人数が4人になります。また、ご指摘のとおり特別養護老人ホームへの入所は地域生活への移行とはなりません。誤解が生じないように記載の修正をいたします。</p>

② 施設入所者の削減

<p>意 見</p>	<p>P4の1行目に「・・・職員不足などの理由により新規入所が進まず4人減少しました。」とありますが、「地域生活への移行」の項目で、この理由は適当ではないと考えます。</p>
<p>回 答</p>	<p>ご指摘のとおり地域生活への移行に関する評価としては不適當であります。柏崎市の急激な人口減少、福祉職員の人員不足については事実であり、喫緊の課題であると考えております。人材確保への取組を進めるとともにサービス提供体制の強化を進めてまいります。</p>
<p>質 問</p>	<p>令和8年度目標が109人で、地域生活への移行が7人ということは、7人の待機者が施設入所ができるということでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>国の指針に記載のとおり、令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標値の基本としていることから、令和4（2022）年度末施設入所者数109人の6%に当たる7人を目標として設定したものです。</p>
<p>要 望</p>	<p>施設入所を希望する人が今後施設入所ができないのではないかと不安になる可能性があるため、なぜ、どんな場合に施設入所者の削減を行うのか理由を明記してください。</p>
<p>回 答</p>	<p>施設入所の希望者が多くニーズが高いことから、本計画では入所者の削減は目標に掲げておりません。地域移行は、障がい者が地域で生活を送ることを目指しているものであり、利用者の意志を尊重することが第一と考えています。</p>

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 地域生活支援拠点の充実に関する目標

意見	地域生活支援拠点等のサービス概要、現状、実態及び実績についても明記すれば理解が深まると思います。
回答	サービス概要については、巻末の用語解説に記載しています。 柏崎市の現状及び実績については、令和4（2022）年度までの実績に記載のとおりです。

② 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実について

意見	<p>強度行動障がいへの支援は、急務です。当事者、保護者及び家族にとっては、大きな負担となる二次障害です。「令和8年度までに状況把握、支援体制整備の推進」では、遅すぎます。強度行動障がいは不適切な一次支援や専門家不足によって生じる二次障害です。</p> <p>また、強度行動障がいなどによりサービス事業所から受入れを拒まれ、やむなく自宅等で介護している場合の介護費用には補助負担がなく実費です。基本目標2の『サービスの格差を生じない』ということに反していると思います。よって、この不公平を是正するような方策が必要ではないでしょうか。</p>
回答	<p>強度行動障がいへの支援は喫緊の課題であると認識しており、本計画では、新たに「強度行動障がい者を有する者の現状把握及び支援体制整備の推進」を掲げています。支援体制の充実に向けた具体的な方策、スケジュール等については、柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会等において協議を進めてまいります。</p> <p>サービス事業者には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の規定により、正当な理由がない場合のサービス提供拒否が禁止されています。</p> <p>しかしながら、職員の人員不足等の理由から利用者の利用ニーズに十分に対応できない状況があることは承知しています。柏崎市の急激な人口減少、福祉職員の人員不足については喫緊の課題であり由々しき事態であると考えており、引き続き人材確保への取組を進めるとともに福祉職員の資質向上等に取り組んでまいります。</p>
要望	<p>強度行動障害者は、専門家の対応が必要なので、障がい者施設への入通所を優先して行っていただきたい。</p> <p>障がい福祉サービス事業所職員の研修も必要であり、特に強度行動障がい支援に対する研修を積極的に進めていただきたい。また、強度行動障がいは、不適切な支援による二次障害であることから、保護者・家族にも、ペアレントトレーニングような強度行動障がいに関する研修への取組が早急に必要です。</p>
回答	施設入所については、障がい状態や生活環境、家族状況等を総合的に判断して優先順位が決定します。日中活動系サービスについては、一元的な管理が難しいことから困難な現状にあります。強度行動障がいに関する研修等の実施を含め、具体的な方策について柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会等において協議してまいります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

① 福祉施設から一般就労への移行

特になし

② 就労定着支援事業の利用者数

特になし

③ 就労定着支援事業利用による職場定着率

特になし

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制（Ⅰ）

特になし

② 障がい児支援の提供体制（Ⅱ）

特になし

③ 障がい児支援の提供体制（Ⅲ）

特になし

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

要 望	医療的ケア児について、どのような施策を講じるのか記載がありません。支援体制の考え方を記載してください。
回 答	令和8（2026）年度目標に医療的ケア児等に関する支援体制の整備及びコーディネーター1名配置と掲げています。医療的ケア児への専門的知識を有するコーディネーターを中心に柏崎刈羽地域障者自害立支援協議会等において、必要とする体制や施策について協議を進めてまいります。

(5) 相談支援体制の充実・強化など

意見	<p>第6期障害福祉計画の目標値と実績の記載がありません。</p> <p>令和8年度目標に、「基幹相談支援センター設置についての検討及び・・・。」とありますが、市の考え方に（基幹相談支援センターの有無によらず）との記載があります。この記載では、設置しない場合もあると誤解を受けるのではないのでしょうか。何年度までに検討、何年度までに連携強化と明記すれば理解しやすいです。基幹相談支援センターや住宅入居等支援事業は、地域生活への移行や共生社会には必要であると思います。</p>
回答	<p>本項目においては、具体的な目標値の設定をしておりません。</p> <p>本市においては、基幹相談支援センターの設置有無に拘ることなく、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を推進することとしており、本市の地域特性に合った相談機能の強化や事業所間の連携協働等を総合的に検討し、設置しない場合もあり得ると考えています。</p>
要望	<p>地域生活への移行を進めるのであれば、地域移行者がアパートを探したり、契約したり、家賃の支払、近所付き合いなど多様な支援を用意しなければなりません。相談支援サービスを、積極的に利用しやすいような体制にしていきたい。</p>
回答	<p>柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会等において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を推進してまいります。</p>

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

意見	<p>第6期障害福祉計画の目標値と実績の記載がありません。</p>
回答	<p>国の指針でも目標値の設定はありませんが、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めるとともにサービスの利用状況を把握し、利用者が真に必要なサービスの提供が行われているか等、サービスの質の向上に取り組んでまいります。</p>
質問	<p>市の考え方に「・・・設定しました。」とありますが、この文言はどの箇所に掛かってくるのでしょうか。すでにシステムによる審査結果の共有は構築されたので、事務負担が軽減されているということの説明でしょうか。</p>
回答	<p>「県や市が実施する研修へ積極的な参加を呼びかけ、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図ること」及び「市及び事業所の事務負担軽減により障がい福祉サービス提供の質の向上を図ること」を目標として設定しました。</p> <p>審査結果の共有を進めることで、事務負担の軽減に繋げていくことを目標としております。</p>

第2章 障がい福祉サービス等の利用実績・見込量確保のための方策及び活動指標

1 障がい福祉サービス

意見	利用を希望して申し込んでも定員オーバーや施設職員の不足により受入れされない状況が多々あります。利用実績ではなく、サービス利用申込件数で見込量を算定しないと正確な見込量とはなりません。障害者やその家族からの利用希望量やサービス事業所が受入れできなかった利用量を反映させるなどして、必要とされている正確な見込量と、どのようにしてサービス事業所を確保するかの記載が必要です。見込量の考え方の見直しをしなければならぬと考えます。
回答	見込量については、利用実績だけでなく、サービス申請状況や新設事業所での受入見込量等に基づき設定しております。 利用者の全てのニーズの把握は困難な状況ではありますが、できる限り正確な見込量が算出できるよう、相談支援専門員とも連携し取り組んでまいります。
質問	生活介護サービスは、完全に不足しています。希望しても生活介護の利用が叶わなかった場合、どのように生活活動をすればよいのでしょうか。 サービスに格差を生じないという目標にも反しているのではないのでしょうか。
回答	利用者の状況によっては、地域生活支援事業である日中一時支援の利用も可能です。個別的な事案については、本人及び家族の希望の他、障がい状態、生活環境、医療面等を総合的に判断したうえで、個別に対応いたします。

2 障がい児支援

特になし

3 地域生活支援事業

意見	(2) 自発的活動支援事業 では、どのような団体が活動しているのか資料編に明記すれば、住民への理解が図られると思います。 (5) 成年後見制度・法人後見支援事業 に記載のある「法人後見実施団体」と「市民後見人」の関連性の説明が必要ではないのでしょうか。
回答	(2) については、サービス概要及びサービスの状況及び見込量確保のための方策に記載のとおりです。 (5) については、記載内容を修正いたします。

4 その他

意見	コミュニケーション障がいやストレスに弱い発達障がい児者が、医療機関を受診する場合、おとなしく待つことや静かに受診ができない方がいます。障がい児者を専門とする、または、対応できる医療機関が必要です。特に障がい者歯科は早急に求められている施設です。
回答	発達障がい児等については主に新潟病院を受診する方が多く、精神障がい者（発達障がい含む）については柏崎厚生病院、関病院等を受診する方が多い現状です。新潟病院及び柏崎厚生病院には、精神科以外にも歯科も併設されており、特性に配慮した対応が可能と考えます。 歯科については、柏崎市の事業として障がいのある方の歯科健康相談を行っております。希望者に対する歯科衛生士による訪問等の相談も受けております。新潟県でも訪問歯科健診を行っております。 【新潟県ホームページ】 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kashiwazaki_kenkou/1211130059525.html
要望	会話ができない、コミュニケーションがとれないなど、「意思表出」できない発達障がい児者への意思決定支援を追記してください。具体的な支援方法も明記してください。
回答	発達障がい児者における特有の症状や特徴等については、一定の決まったものではなく障がい状態は千差万別であります。個別的な事案については、本人及び家族の希望の他、障がい状態、生活環境、医療面等を総合的に判断したうえで、個別に対応いたします。

資料編

要望	用語解説記載がある旨を知らせるマークなどを、文章中の用語に付してください。
回答	今回策定の計画については、マークなどで注記いたします。

【その他】

意見	スポーツ活動、イベント参加、文化芸術活動だけが共生社会ではないと思います。
回答	ご指摘のとおりスポーツ活動、イベント参加、文化芸術活動は、共生社会実現のための取組の一事例となります。
要望	障がい福祉サービス等の利用に関する計画であれば、サービス事業所で発生する虐待への防止対策の項目もあればよいのではと考えます。 目次を追加してください。
回答	市では、障がい福祉サービス事業所で発生する障がい者虐待防止についての取組を行っております。今後も、積極的に方策の検討をしていきます。 目次については、対応いたします。